別紙

桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例の一部を改正する条例

- 第1条 桶川市税条例(昭和30年桶川市条例第50号)の一部を次のよ うに改正する。
 - (1) 次の表中、改正前の欄の条及び項(以下「改正前の条及び項」と いう。)の表示及びそれに対応する改正後の欄の条及び項(以下 「改正後の条及び項」という。)の表示に下線が引かれた場合にあ っては、当該改正前の条及び項を当該改正後の条及び項とする。
 - (2) 次の表中、改正前の条及び項に対応する改正後の条及び項が存在 しない場合にあっては、当該改正前の条及び項を削る。
 - (3) 次の表中、改正後の欄の項に対応する改正前の欄の項が存在しな い場合にあっては、当該改正後の欄の項を加える。
 - (4) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改 正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる 場合を除く。

改正前

改正後

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の 義務等)

第48条 前条の特別徴収義務者は、月割額第48条 前条の特別徴収義務者は、月割額 を徴収した月の翌月10日までに、その徴 収した月割額を施行規則第5号の15様式 又は施行規則第2条の6の規定により総務 大臣が定めた様式による納入書**によつて** 納入しなければならない。

(法人の市民税の申告納付)

第50条 市民税を申告納付する義務がある第50条 市民税を申告納付する義務がある 法人は、法第321条の8第1項、第2項、第 31項、第34項及び第35項の規定による申

(給与所得に係る特別徴収税額の納入の 義務等)

を徴収した月の翌月10日までに、その徴 収した月割額を施行規則第5号の15様式 又は第5号の15の2様式若しくは施行規則 第2条の6の規定により総務大臣が定めた 様式による納入書により納入しなければ ならない。

(法人の市民税の申告納付)

法人は、法第321条の8第1項、第2項、第 31項、第34項及び第35項の規定による申 告書(第9項、第10項及び第12項において 告書(第9項、第10項及び第12項において

「納税申告書」という。)を、同条第1 項、第2項、第31項及び第35項の申告納 付にあつてはそれぞれこれらの規定によ る納期限までに、同条第34項の申告納付 にあつては遅滞なく市長に提出し、及び その申告に係る税金又は同条第1項後段 及び第2項後段の規定により提出があつ たものとみなされる申告書に係る税金を 施行規則第22号の4様式による納付書に より納付しなければならない。

法第321条の8第34項に規定する申告書5 (同条第33項の規定による申告書を含 む。以下この項において同じ。)に係る 税金を納付する場合には、当該税金に係 る同条第1項、第2項又は第31項の納期限 (納期限の延長があつたときは、その延 長された納期限とする。第7項第1号にお いて同じ。)の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パ ーセント(申告書を提出した日(同条第35 項の規定の適用がある場合において、当 該申告書がその提出期限前に提出された ときは、当該提出期限)までの期間又は その期間の末日の翌日から1月を経過す る日までの期間については年7.3パーセ ント)の割合を乗じて計算した金額に相 当する延滞金を加算して施行規則第22号 **の4様式**による納付書により納付しなけ ればならない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)

321条の12の規定に基づく納付の告知を

「納税申告書」という。)を、同条第1 項、第2項、第31項及び第35項の申告納 付にあつてはそれぞれこれらの規定によ る納期限までに、同条第34項の申告納付 にあつては遅滞なく市長に提出し、及び その申告に係る税金又は同条第1項後段 及び第2項後段の規定により提出があつ たものとみなされる申告書に係る税金を 施行規則第22号の4様式又は第22号の4の **2様式**による納付書により納付しなけれ ばならない。

法第321条の8第34項に規定する申告書 (同条第33項の規定による申告書を含 む。以下この項において同じ。)に係る 税金を納付する場合には、当該税金に係 る同条第1項、第2項又は第31項の納期限 (納期限の延長があつたときは、その延 長された納期限とする。第7項第1号にお いて同じ。)の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、当該税額に年14.6パ ーセント(申告書を提出した日(同条第35 項の規定の適用がある場合において、当 該申告書がその提出期限前に提出された ときは、当該提出期限)までの期間又は その期間の末日の翌日から1月を経過す る日までの期間については年7.3パーセ ント)の割合を乗じて計算した金額に相 当する延滞金を加算して施行規則第22号 の4様式又は第22号の4の2様式による納 付書により納付しなければならない。

(法人の市民税に係る不足税額の納付の 手続)

|第52条 法人の市民税の納税者は、法第|第52条 法人の市民税の納税者は、法第 321条の12の規定に基づく納付の告知を 受けた場合には、当該不足税額を当該通 受けた場合には、当該不足税額を当該通 知書の指定する期限までに施行規則第22 号の4様式による納付書により納付しな ければならない。

前項の場合においては、その不足税額2 に法第321条の8第1項、第2項又は第31項 の納期限(同条第35項の申告納付に係る 法人税割に係る不足税額がある場合に は、同条第1項又は第2項の納期限とし、 納期限の延長があつた場合には、その延 長された納期限とする。第4項第1号にお いて同じ。)の翌日から納付の日までの 期間の日数に応じ、年14.6パーセント (前項の納期限までの期間又は当該納期 限の翌日から1月を経過する日までの期 間については年7.3パーセント)の割合を 乗じて計算した金額に相当する延滞金額 を加算して納付しなければならない。

(たばこ税の申告納付の手続)

第104条 前条の規定によつてたばこ税を第104条 前条の規定によつてたばこ税を 申告納付すべき者(以下この節において 「申告納税者」という。)は、毎月末日 までに、前月の初日から末日までの間に おける売渡し等に係る製造たばこの品目 ごとの課税標準たる本数の合計数(以下 この節において「課税標準数量」とい う。)及び当該課税標準数量に対するた ばこ税額、第102条第1項の規定により免 除を受けようとする場合にあつては同項 の適用を受けようとする製造たばこに係 るたばこ税額並びに次条第1項の規定に より控除を受けようとする場合にあつて は同項の適用を受けようとするたばこ税 額その他必要な事項を記載した施行規則 第34号の2様式による申告書を市長に提 出し、及びその申告に係る税金を施行規

知書の指定する期限までに施行規則第22 号の4様式又は第22号の4の2様式による 納付書により納付しなければならない。

前項の場合には、その不足税額に法第 321条の8第1項、第2項又は第31項の納期 限(同条第35項の申告納付に係る法人税 割に係る不足税額がある場合には、同条 第1項又は第2項の納期限とし、納期限の 延長があつた場合には、その延長された 納期限とする。第4項第1号において同 じ。)の翌日から納付の日までの期間の 日数に応じ、年14.6パーセント(前項の 納期限までの期間又は当該納期限の翌日 から1月を経過する日までの期間につい ては年7.3パーセント)の割合を乗じて計 算した金額に相当する延滞金額を加算し て納付しなければならない。

(たばこ税の申告納付の手続)

申告納付すべき者(以下この節において 「申告納税者」という。)は、毎月末日 までに、前月の初日から末日までの間に おける売渡し等に係る製造たばこの品目 ごとの課税標準たる本数の合計数(以下 この節において「課税標準数量」とい う。)及び当該課税標準数量に対するた ばこ税額、第102条第1項の規定により免 除を受けようとする場合にあつては同項 の適用を受けようとする製造たばこに係 るたばこ税額並びに次条第1項の規定に より控除を受けようとする場合にあつて は同項の適用を受けようとするたばこ税 額その他必要な事項を記載した施行規則 第34号の2様式による申告書を市長に提 出し、及びその申告に係る税金を施行規 **則第34号の2の5様式**による納付書によつ て納付しなければならない。この場合に おいて、当該申告書には、第102条第3項 に規定する書類及び次条第1項の返還に 係る製造たばこの品目ごとの数量につい ての明細を記載した施行規則第16号の5 様式による書類を添付しなければならな

前項の修正申告書に係る税金を納付す5 る場合には、当該税金に係る第1項又は 第2項の納期限(納期限の延長があつたと きは、その延長された納期限。第107条 第2項において同じ。)の翌日から納付の 日までの期間の日数に応じ、当該税額に 年14.6パーセント(修正申告書を提出し た日までの期間又はその日の翌日から1 月を経過する日までの期間については、 年7.3パーセント)の割合を乗じて計算し た金額に相当する延滞金額を加算して、 施行規則第34号の2の5様式による納付書 によつて納付しなければならない。

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続) 第107条 たばこ税の納税義務者は、法第第107条 たばこ税の納税義務者は、法第 481条、第483条又は第484条の規定に基 づく納付の告知を受けた場合には、当該 不足税額又は過少申告加算金額、不申告 加算金額若しくは重加算金額を、当該通 知書の指定する期限までに、施行規則第 **34号の2の5様式**による納付書によつて納 付しなければならない。

附則

(肉用牛の売却による事業所得に係る市 民税の課税の特例)

則第34号の2の5様式又は第34号の2の5の

2様式による納付書によつて納付しなけ ればならない。この場合において、当該 申告書には、第102条第3項に規定する書 類及び次条第1項の返還に係る製造たば この品目ごとの数量についての明細を記 載した施行規則第16号の5様式による書 類を添付しなければならない。

前項の修正申告書に係る税金を納付す る場合には、当該税金に係る第1項又は 第2項の納期限(納期限の延長があつたと きは、その延長された納期限。第107条 第2項において同じ。)の翌日から納付の 日までの期間の日数に応じ、当該税額に 年14.6パーセント(修正申告書を提出し た日までの期間又はその日の翌日から1 月を経過する日までの期間については、 年7.3パーセント)の割合を乗じて計算し た金額に相当する延滞金額を加算して、 施行規則第34号の2の5様式又は第34号の 2の5の2様式による納付書によつて納付

(たばこ税に係る不足税額等の納付手続) 481条、第483条又は第484条の規定に基 づく納付の告知を受けた場合には、当該 不足税額又は過少申告加算金額、不申告 加算金額若しくは重加算金額を、当該通 知書の指定する期限までに、施行規則第 34号の2の5様式又は第34号の2の5の2様 式による納付書によつて納付しなければ ならない。

附則

しなければならない。

(肉用牛の売却による事業所得に係る市 民税の課税の特例)

年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6条第4項に規定する場合において、第38 条の2第1項の規定による申告書(その提 出期限後において市民税の納税通知書が 送達される時までに提出されたもの及び その時までに提出された第38条の3第1項 の確定申告書を含む。次項において同 じ。)に肉用牛の売却に係る租税特別措 置法第25条第1項に規定する事業所得の 明細に関する事項の記載があるとき(こ れらの申告書にその記載がないことにつ いてやむを得ない理由があると市長が認 めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る市民税の所得割 の額を免除する。

(読替規定)

で、第63条又は第64条の規定の適用があ る各年度分の固定資産税に限り、第65条 第8項中「又は第349条の3の4から第349 条の5まで」とあるのは、「若しくは第 349条の3の4から第349条の5まで又は附 則第15条から第15条の3の2まで**、第63条** 若しくは第64条」とする。

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第10条の2 略

法 附 則 第 15条 第 15項 に 規 定 す る 市 町 村 3 の条例で定める割合は5分の3(都市再生 特別措置法(平成14年法律第22号)第2条 第5項に規定する特定都市再生緊急整備 地域における法附則第15条第15項に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の 1)とする。

第8条 昭和57年度から令和6年度までの各 第8条 昭和57年度から令和9年度までの各 年度分の個人の市民税に限り、法附則第 6条第4項に規定する場合において、第38 条の2第1項の規定による申告書(その提 出期限後において市民税の納税通知書が 送達される時までに提出されたもの及び その時までに提出された第38条の3第1項 の確定申告書を含む。次項において同 じ。) に肉用牛の売却に係る租税特別措 置法第25条第1項に規定する事業所得の 明細に関する事項の記載があるとき(こ れらの申告書にその記載がないことにつ いてやむを得ない理由があると市長が認 めるときを含む。次項において同じ。) は、当該事業所得に係る市民税の所得割 の額を免除する。

(読替規定)

第10条 法附則第15条から第15条の3の2ま|第10条 法附則第15条から第15条の3の2ま で又は第63条の規定の適用がある各年度 分の固定資産税に限り、第65条第8項中 「又は第349条の3の4から第349条の5ま で」とあるのは、「若しくは第349条の3 の4から第349条の5まで又は附則第15条 から第15条の3の2まで若しくは第63条」 とする。

> (法附則第15条第2項第1号等の条例で定 める割合)

第10条の2 略

法附則第15条第14項に規定する市町村 の条例で定める割合は5分の3(都市再生 特別措置法(平成14年法律第22号)第2条 第5項に規定する特定都市再生緊急整備 地域における法附則第15条第14項に規定 する市町村の条例で定める割合は2分の 1)とする。

- 法附則第15条第26項第1号イに規定する4 法附則第15条第25項第1号イに規定する 設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は3分の2とする。
- |5 法**附則第15条第26項第1号口**に規定する||5 法**附則第15条第25項第1号口**に規定する 設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は3分の2とする。
- |6 法**附則第15条第26項第1号ハ**に規定する| 6 法**附則第15条第25項第1号ハ**に規定する 設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は3分の2とする。
- |7 法**附則第15条第26項第1号ニ**に規定する|7 法**附則第15条第25項第1号ニ**に規定する 設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は3分の2とする。
- 8 法**附則第15条第26項第2号イ**に規定する8 法**附則第15条第25項第2号イ**に規定する 設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は4分の3とする。
- 9 法附則第15条第26項第2号口に規定する9 法附則第15条第25項第2号口に規定する 設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は4分の3とする。
- |10 法附則第15条第26項第2号ハに規定す|10 法附則第15条第25項第2号ハに規定す 条例で定める割合は4分の3とする。
- |11 法附則第15条第26項第3号イに規定す||11 法附則第15条第25項第3号イに規定す 条例で定める割合は2分の1とする。
- |12 法附則第15条第26項第3号口に規定す|12 法附則第15条第25項第3号口に規定す る設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は2分の1とする。
- |13 法附則第15条第26項第3号ハに規定す||13 法附則第15条第25項第3号ハに規定す 条例で定める割合は2分の1とする。
- |14 法**附則第15条第29項**に規定する市町村||14 法**附則第15条第28項**に規定する市町村 の条例で定める割合は3分の2とする。
- |15 法**附則第15条第33項**に規定する市町村||15 法**附則第15条第32項**に規定する市町村 の条例で定める割合は2分の1とする。
- |16 法**附則第15条第34項**に規定する市町村||16 法**附則第15条第33項**に規定する市町村|

- 設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は3分の2とする。
- 設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は3分の2とする。
- 設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は3分の2とする。
 - 設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は3分の2とする。
 - 設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は4分の3とする。
 - 設備について同号に規定する市町村の条 例で定める割合は4分の3とする。
- る設備について同号に規定する市町村の│る設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は4分の3とする。
- る設備について同号に規定する市町村の る設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は2分の1とする。
 - る設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は2分の1とする。
- る設備について同号に規定する市町村の る設備について同号に規定する市町村の 条例で定める割合は2分の1とする。
 - の条例で定める割合は3分の2とする。
 - の条例で定める割合は2分の1とする。

の条例で定める割合は3分の2とする。

で定める割合は0とする。

(新築住宅等に対する固定資産税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべ き申告)

第10条の3 略

合家屋について、同項の規定の適用を受 けようとする者は、当該耐震基準適合家 屋に係る耐震改修が完了した日から3月 以内に、次に掲げる事項を記載した申告

の条例で定める割合は3分の2とする。

| 18 法**附則第64条**に規定する市町村の条例| 18 法**附則第15条の9の3第1項**に規定する 市町村の条例で定める割合は3分の1とす る。

> (新築住宅等に対する固定資産税の減額 の規定の適用を受けようとする者がすべ き申告)

第10条の3 略

- 11 法附則第15条の9の3第1項に規定する 特定マンションに係る区分所有に係る家 屋について、同項の規定の適用を受けよ うとする者は、当該特定マンションに係 る同項に規定する工事が完了した日から 3月以内に、次に掲げる事項を記載した 申告書に施行規則附則第7条第16項各号 に掲げる書類を添付して市長に提出しな ければならない。
 - (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称 及び個人番号又は法人番号(個人番号 又は法人番号を有しない者にあつて は、住所及び氏名又は名称)
 - (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び 床面積
 - (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
 - (4) 当該工事が完了した年月日
 - (5) 当該工事が完了した日から3月を経 過した後に申告書を提出する場合に は、3月以内に提出することができな かつた理由
- |11 法附則第15条の10第1項の耐震基準適||12 法附則第15条の10第1項の耐震基準適 合家屋について、同項の規定の適用を受 けようとする者は、当該耐震基準適合家 屋に係る耐震改修が完了した日から3月 以内に、次に掲げる事項を記載した申告 書に施行規則**附則第7条第13項**に規定す 書に施行規則**附則第7条第17項**に規定す

る補助に係る補助金確定通知書の写し、 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号)第7条又は附則第3 条第1項の規定による報告の写し及び当 該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19 項に規定する基準を満たすことを証する 書類を添付して市長に提出しなければな らない。

(5) 施行規則**附則第7条第13項**に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震 基準適合家屋に係る耐震改修に要した 費用

12 略

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

第15条の3 法第451条第1項第1号(同条第4項又は第5項において準用する場合を含む。)に掲げる3輪以上の軽自動車(自家用のものに限る。以下この条において同じ。)に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間(附則第15条の7第3項において「特定期間」という。)に行われたときに限り、第86条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

第15条の3の2 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の7 略

2 略

3 自家用の3輪以上の軽自動車であつて乗 用のものに対する第87条の5(第2号に係 る部分に限る。)及び前項の規定の適用 については、当該軽自動車の取得が特定 期間に行われたときに限り、これらの規 定中「100分の2」とあるのは、「100分 る補助に係る補助金確定通知書の写し、 建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号)第7条又は附則第3 条第1項の規定による報告の写し及び当 該耐震改修後の家屋が令附則第12条第19 項に規定する基準を満たすことを証する 書類を添付して市長に提出しなければな らない。

(5) 施行規則**附則第7条第17項**に規定する補助の算定の基礎となつた当該耐震 基準適合家屋に係る耐震改修に要した 費用

13 略

第15条の3 略

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例) 第15条の7 略

2 略

の11とする。

(軽自動車税の種別割の税率の特例)

第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪|第16条 法附則第30条第1項に規定する3輪 以上の軽自動車に対する当該軽自動車が 最初の法第444条第3項に規定する車両番 号の指定(次項から第8項までにおいて 「初回車両番号指定」という。)を受け た月から起算して14年を経過した月の属 する年度以後の年度分の軽自動車税の種 別割に係る第88条の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲2 げる3輪以上の軽自動車に対する第88条 の規定の適用については、当該軽自動車 が令和2年4月1日から令和3年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合 には令和3年度分の軽自動車税の種別割 に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規 定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞ れ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲 げる法第446条第1項第3号に規定するガ (軽自動車税の種別割の税率の特例)

以上の軽自動車に対する当該軽自動車が 最初の法第444条第3項に規定する車両番 号の指定(次項から第4項までにおいて 「初回車両番号指定」という。)を受け た月から起算して14年を経過した月の属 する年度以後の年度分の軽自動車税の種 別割に係る第88条の規定の適用について は、当分の間、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲 げる3輪以上の軽自動車に対する第88条 の規定の適用については、当該軽自動車 が令和4年4月1日から令和8年3月31日ま での間に初回車両番号指定を受けた場合 には、当該初回車両番号指定を受けた日 の属する年度の翌年度分の軽自動車税の 種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同 条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、 それぞれ同表の右欄に掲げる字句とす る。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

ソリン軽自動車(以下この条において「ガソリン軽自動車」という。)のうち3輪以上のものに対する第88条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車が令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6, 900円	3,500円
	10,800円	5, 400円
第2号ア(ウ)b	3, 800円	1,900円
	5,000円	2, 500円

4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの(前項の規定の適用を受けるものの 除く。)に対する第88条の規定の適用に ついては、当該ガソリン軽自動車が令和 2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3, 900円	3,000円
第2号ア(ウ)a	6, 900円	5, 200円
	10,800円	8, 100円
第2号ア(ウ)b	3,800円	2, 900円
	5, 000円	3, 800円

5 法附則第30条第2項第1号及び第2号に掲 げる3輪以上の軽自動車のうち、自家用 の乗用のものに対する第88条の規定の適 用については、当該軽自動車が令和3年4 月1日から令和4年3月31日までの間に初 回車両番号指定を受けた場合には令和4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当 該軽自動車が令和4年4月1日から令和5年 3月31日までの間に初回車両番号指定を 受けた場合には令和5年度分の軽自動車 税の種別割に限り、第2項の表の左欄に 掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる 字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字 句とする。

- 法 附 則 第 30条 第 2項 第 1号 及 び 第 2号 に 掲 げる三輪以上の軽自動車(自家用の乗用 のものを除く。)に対する第88条の規定 の適用については、当該軽自動車が令和 3年4月1日から令和4年3月31日までの間 に初回車両番号指定を受けた場合には令 和4年度分の軽自動車税の種別割に限 り、当該軽自動車が令和4年4月1日から 令和5年3月31日までの間に初回車両番号 指定を受けた場合には令和5年度分の軽 自動車税の種別割に限り、第2項の表の 上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に 掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲 げる字句とする。
- 法**附則第30条第7項**の規定の適用を受け|3 法**附則第30条第3項**の規定の適用を受け る三輪以上のガソリン軽自動車(営業用 の乗用のものに限る。)に対する第88条 の規定の適用については、当該ガソリン 軽 自 動 車 が 令 和 3 年 4 月 1 日 か ら 令 和 4 年 3 月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和4年度分の軽自動車税 の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が 令 和 4年 4月 1日 か ら **令 和 5年 3月 31 日** ま での間に初回車両番号指定を受けた場合 には令和5年度分の軽自動車税の種別割 に限り、第3項の表の上欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ

る3輪以上の法第446条第1項第3号に規定 するガソリン軽自動車(以下この項及び 次項において「ガソリン軽自動車」とい **う。)**(営業用の乗用のものに限る。)に 対する第88条の規定の適用については、 当該ガソリン軽自動車が令和4年4月1日 から令和8年3月31日までの間に初回車両 番号指定を受けた場合には、当該初回車 両番号指定を受けた日の属する年度の翌 年度分の軽自動車税の種別割に限り、同 条第2号ア(イ)中「3,900円」とあるのは 「2,000円」と、同号ア(ウ)a中「6,900 れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

|8 法附則第30条第8項の規定の適用を受け|4 法附則第30条第4項の規定の適用を受け る三輪以上のガソリン軽自動車(前項の 規定の適用を受けるものを除き、営業用 の乗用のものに限る。)に対する第88条 の規定の適用については、当該ガソリン 軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3 月31日までの間に初回車両番号指定を受 けた場合には令和4年度分の軽自動車税 の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車 が 令 和 4年 4月 1日 から **令 和 5年 3月 31日** ま での間に初回車両番号指定を受けた場合 には令和5年度分の軽自動車税の種別割 に限り、第4項の表の上欄に掲げる同条 の規定中同表の中欄に掲げる字句は、そ れぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) 第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割第16条の2 市長は、軽自動車税の種別割 の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車 が前条第2項から第8項までの規定の適用 を受ける3輪以上の軽自動車に該当する かどうかの判断をするときは、国土交通 大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に 規定する国土交通大臣の認定等をいう。 次項において同じ。)に基づき当該判断 をするものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を 譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民 税の課税の特例)

の各年度分の個人の市民税に限り、所得 割の納税義務者が前年中に前条第1項に 規定する譲渡所得の基因となる土地等 (租税特別措置法第31条第1項に規定する **円」とあるのは「3,500円」**とする。

る3輪以上のガソリン軽自動車(前項の規 定の適用を受けるものを除き、営業用の 乗用のものに限る。)に対する第88条の 規定の適用については、当該ガソリン軽 自動車が令和4年4月1日から令和7年3月 31日までの間に初回車両番号指定を受け た場合には、当該初回車両番号指定を受 けた日の属する年度の翌年度分の軽自動 車税の種別割に限り、同条第2号ア(イ) 中「3,900円」とあるのは「3,000円」 と、同号ア(ウ)a中「6,900円」とあるの は「5,200円」とする。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例) の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車 が前条第2項から第4項までの規定の適用 を受ける3輪以上の軽自動車に該当する かどうかの判断をするときは、国土交通 大臣の認定等(法附則第30条の2第1項に 規定する国土交通大臣の認定等をいう。 次項において同じ。)に基づき当該判断 をするものとする。

(優良住宅地の造成等のために土地等を 譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民 税の課税の特例)

第17条の2 昭和63年度から**令和5年度**まで|第17条の2 昭和63年度から**令和8年度**まで の各年度分の個人の市民税に限り、所得 割の納税義務者が前年中に前条第1項に 規定する譲渡所得の基因となる土地等 (租税特別措置法第31条第1項に規定する 土地等をいう。以下この条において同 土地等をいう。以下この条において同

じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をい う。以下この条において同じ。)をした 場合において、当該譲渡が優良住宅地等 のための譲渡(法附則第34条の2第1項に 規定する優良住宅地等のための譲渡をい う。)に該当するときにおける前条第1項 に規定する譲渡所得(次条の規定の適用 を受ける譲渡所得を除く。次項において 同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に 対して課する市民税の所得割の額は、前 条第1項の規定にかかわらず、次の各号 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める金額に相当する額とする。

前項の規定は、昭和63年度から令和5年2 度までの各年度分の個人の市民税に限 り、所得割の納税義務者が前年中に前条 第1項に規定する譲渡所得の基因となる 土地等の譲渡をした場合において、当該 譲渡が確定優良住宅地等予定地のための 譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する 確定優良住宅地等予定地のための譲渡を いう。以下この項において同じ。)に該 当するときにおける前条第1項に規定す る譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額 に対して課する市民税の所得割について 準用する。この場合において、当該譲渡 が法附則第34条の2第10項の規定に該当 することとなるときは、当該譲渡は確定 優良住宅地等予定地のための譲渡ではな かつたものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄 附金税額控除の特例)

ナウイルス感染症等の影響に対応するた

じ。)の譲渡(同項に規定する譲渡をい う。以下この条において同じ。)をした 場合において、当該譲渡が優良住宅地等 のための譲渡(法附則第34条の2第1項に 規定する優良住宅地等のための譲渡をい う。)に該当するときにおける前条第1項 に規定する譲渡所得(次条の規定の適用 を受ける譲渡所得を除く。次項において 同じ。)に係る課税長期譲渡所得金額に 対して課する市民税の所得割の額は、前 条第1項の規定にかかわらず、次の各号 に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に 定める金額に相当する額とする。

前項の規定は、昭和63年度から令和8年 度までの各年度分の個人の市民税に限 り、所得割の納税義務者が前年中に前条 第1項に規定する譲渡所得の基因となる 土地等の譲渡をした場合において、当該 譲渡が確定優良住宅地等予定地のための 譲渡(法附則第34条の2第5項に規定する 確定優良住宅地等予定地のための譲渡を いう。以下この項において同じ。)に該 当するときにおける前条第1項に規定す る譲渡所得に係る課税長期譲渡所得金額 に対して課する市民税の所得割について 準用する。この場合において、当該譲渡 が法附則第34条の2第10項の規定に該当 することとなるときは、当該譲渡は確定 優良住宅地等予定地のための譲渡ではな かつたものとみなす。

(新型コロナウイルス感染症等に係る寄 附金税額控除の特例)

第25条 所得割の納税義務者が、新型コロ第25条 所得割の納税義務者が、新型コロ ナウイルス感染症等の影響に対応するた めの国税関係法律の臨時特例に関する法 めの国税関係法律の臨時特例に関する法 律(令和2年法律第25号。次条において 「新型コロナウイルス感染症特例法」と いう。)第5条第4項に規定する指定行事 のうち、市長が指定するものの中止若し くは延期又はその規模の縮小により生じ た当該指定行事の入場料金、参加料金そ の他の対価の払戻しを請求する権利の全 部又は一部の放棄を同条第1項に規定す る指定期間内にした場合には、当該納税 義務者がその放棄をした日の属する年中 に法附則第60条第4項に規定する市町村 放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第 1項第3号に掲げる寄附金を支出したもの とみなして、第36条の3の規定を適用す る。 律(令和2年法律第25号)第5条第4項に規定する指定行事のうち、市長が指定するものの中止若しくは延期又はその規模の縮小により生じた当該指定行事の入場料金、参加料金その他の対価の払戻しを請求する権利の全部又は一部の放棄を同条第1項に規定する指定期間内にした場合には、当該納税義務者がその放棄をした日の属する年中に法附則第60条第4項に規定する市町村放棄払戻請求権相当額の法第314条の7第1項第3号に掲げる寄附金を支出したものとみなして、第36条の3の規定を適用する。

- 第2条 桶川市都市計画税条例(昭和45年桶川市条例第41号)の一部 を次のように改正する。
 - (1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正前

附則

(法附則第15条第15項の条例で定める割 合)

2 法**附則第15条第15項**に規定する市町村 2 の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法**附則第15条第15項**に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

(法附則第15条第33項の条例で定める割 合) 改正後

附 則

(法附則第15条第14項の条例で定める割 合)

法**附則第15条第14項**に規定する市町村の条例で定める割合は5分の3(都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第2条第5項に規定する特定都市再生緊急整備地域における法**附則第15条第14項**に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1)とする。

(法附則第15条第32項の条例で定める割 合)

法附則第15条第33項に規定する市町村3 の条例で定める割合は2分の1とする。

(法附則第15条第34項の条例で定める割 合)

- 法 附 則 第 15条 第 34項 に 規 定 す る 市 町 村 | 4 法 附 則 第 15条 第 33項 に 規 定 す る 市 町 村 の条例で定める割合は3分の2とする。
- から第18項まで、第20項、第21項、第25 項、第28項、第32項から第36項まで、第 39項、第40項若しくは第44項、第15条の 2第2項、第15条の3又は第63条の規定の 適用がある各年度分の都市計画税に限 り、第2条第2項中「又は第33項」とある のは「若しくは第33項又は附則第15条か ら第15条の3まで若しくは第63条」とす る。

法附則第15条第32項に規定する市町村 の条例で定める割合は2分の1とする。

(法附則第15条第33項の条例で定める割 合)

の条例で定める割合は3分の2とする。

17 法附則第15条第1項、**第10項、第14項**17 法附則第15条第1項、**第9項、第13項か** ら第17項まで、第19項、第20項、第24 項、第27項、第31項から第35項まで、第 38項、第39項、第43号若しくは第46項、 第15条の2第2項、第15条の3又は第63条 の規定の適用がある各年度分の都市計画 税に限り、第2条第2項中「又は第33項」 とあるのは「若しくは第33項又は附則第 15条から第15条の3まで若しくは第63 条」とする。

附則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

- 第2条 次項に定めるものを除き、第1条の規定による改正後の桶川市税 条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固 定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、 なお従前の例による。
- 2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間(以下この項に おいて「適用期間」という。)内に地方税法等の一部を改正する法律 (令和3年法律第7号) 附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の 地方税法(昭和25年法律第226号)附則第64条に規定する中小事 業者等(以下この項において「中小事業者等」という。)が取得(同条 に規定する取得をいう。以下この項において同じ。)をした同条に規定

する特例対象資産(以下この項において「特例対象資産」という。) (中小事業者等が、同条に規定するリース取引(以下この項において「リース取引」という。)に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。)に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

- 第3条 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得された第1条の規定による改正前の桶川市税条例附則第15条の3及び第15条の7第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。
- 2 第1条の規定による改正後の桶川市税条例附則第16条の規定は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

- 第4条 次項に定めるものを除き、第2条の規定による改正後の桶川市都 市計画税条例(次項において「新条例」という。)の規定は、令和5年 度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市 計画税については、なお従前の例による。
- 2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第 号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第17項の規定の適用については、同項中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。